「金融円滑化法」に係わる開示資料

(平成25年9月末現在の状況)

柏崎信用金庫

t :	府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基 計置の実施に関する方針	基づく
ก	百旦の夫地に関する万町	資料-1
□ 打	府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基 世置の状況を適切に把握するための体制に関する事項	基づく
扌	府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基 措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項	基づく
	府令第6条第1項第4号に規定する法第4条及の規定に基づく措置 とった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善 写生のための支援を適切に行うための体制に関する事項	
·		資料-2
	法第4条に基づく措置の実施状況 ・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	
	「債務者が中小企業者である場合」 ・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	別表1
	〔債務者が中小企業者である場合〕	別表2
	法第5条に基づく措置の実施状況	
	・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 ・貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	別表3
	〔債務者が住宅資金借入者である場合〕	別表4

金融円滑化基本方針

柏崎信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同 組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

また、中小企業のお客様の経営課題の把握・分析と主体的な取組みを促すための助言を し、経営課題を解決するための提案及び経営改善計画の策定支援等、コンサルティング機 能の発揮に努めてまいります。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・態勢整備を図るために理事会等において決議した主な事項は次のとおりです。 本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の策定(平成22年1月20日)、金融円滑化管理責任者の選任等(平成22年1月20日)。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門(融資部)は、必要に応じて随時、融資審査方法及び与信管理方法の見直しに努める。
- ・金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者は、営業店の金融円滑化対応責任者と連携して顧客保護を図るための取組みを強化する。
- ・顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うため、本部に金融円滑化対応委員会を設置する(平成21年12月28日)。
- ・顧客の事業価値を適切に見極めるための目利き能力等の向上に努める。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情やご意見は、次の窓口をご利用く ださい。

金融円滑化法管理体制

□ 府令弟6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

金融円滑化管理に関する方針を定めた「金融円滑化管理方針」を理事会において定めました。

金融円滑化管理の実効性を確保するために「金融円滑化管理責任者」を理事会において選任しました。

理事会・常務会及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策 定しました。

新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保する ために、信用リスク管理部門(融資部)は、必要に応じて随時、融資審査方法及び与信管理 方法の見直しを行うこととしました。

新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・ 十分性を確保するために、金融円滑化管理責任者は、営業店の金融円滑化対応責任者(営業 店長)と連携して取組みを強化することとしました。

□ 府令弟6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情 相談を適切に行うための体制に関する事項

苦情相談を受けた場合は、「苦情処理規程」及び「苦情処理マニュアル」に基づいて、「苦情等の対応メモ」及び「苦情処理報告」等を作成することとしています。

また、金融円滑化に関する苦情専用ホットライン (フリーダイヤル) を融資部に新設 し、この取組みについて万全を期しています。

なお、報告日現在苦情等の申し出は発生していません。

□ 府令弟6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、 当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため の体制に関する事項

営業店では、経営改善計画等を策定する意思のある債務者からの要請に対して、債務者との協議によりこの策定を支援し、融資部経営改善支援担当もこれに協力していく体制となっています。

経営改善計画策定後の進捗管理(モニタリング)については、試算表や資金繰り表に 基づき原則として四半期毎に管理していくこととしています。

顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細かな支援を行うために、本部に金融円滑化対応委員会を設置しています。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名

柏崎信用金庫

金融機関コード

1375

業態

信用金庫

地域

関東 (単位:百万円)

																(+ -	L. 日 刀口/
		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付	の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の額	194	1,306	2,975	3,567	4,113	5,811	6,256	7,820	8,512	9,245	10,088	10,901	11,785	12,322	12,322	12,322
	うち、実行に係る貸付債権の額	70	865	2,373	3,049	3,509	4,526	5,713	6,906	7,751	8,478	8,830	10,008	10,487	11,385	11,487	11,487
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	54	54	78	78	78	78	78	97	97	122	126	247	247	247
	うち、審査中の貸付債権の額	122	423	215	86	126	790	48	419	254	142	591	197	598	112	0	C
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	15	329	376	397	415	415	415	428	527	569	572	572	577	587	587

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名

金融機関コード 1375

柏崎信用金庫

業態 信用金庫

地域

関 東

域

(単位:百万円)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸	貸付の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数		86	161	224	276	340	377	460	522	591	655	726	790	836	836	836
	うち、実行に係る貸付債権の数	7	51	122	192	238	288	342	415	468	524	571	640	696	757	766	766
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	7	7	9	9	9	9	9	15	15	19	21	25	25	25
	うち、審査中の貸付債権の数	10	31	21	10	11	21	4	14	22	19	31	25	31	10	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	11	15	18	22	22	22	23	33	38	42	42	44	45	45

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名

柏崎信用金庫

金融機関コード

1375

業態

信用金庫 関東

地域

(単位:百万円)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付	貸付の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の額		117	199	251	285	325	393	481	506	586	680	712	748	840	866	866
	うち、実行に係る貸付債権の額	0	41	122	191	212	236	290	337	373	396	480	480	499	519	554	554
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	13	13	32	37	37	37	37	37	79	79
	うち、審査中の貸付債権の額	15	37	36	3	8	16	13	54	25	16	26	32	35	71	12	0
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	39	39	56	64	72	75	75	75	136	136	162	175	211	220	233

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4)貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名

金融機関コード

柏崎信用金庫

1375

業態 信用金庫

地域

関東 (単位:百万円)

																(4-1-	4. 日 刀口/
		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付	の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の額	2	12	19	24	29	34	40	46	49	55	63	65	67	73	75	75
	うち、実行に係る貸付債権の額	0	5	12	18	22	24	29	32	35	37	45	45	46	47	49	49
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	1	1	2	3	3	3	3	3	6	(
	うち、審査中の貸付債権の額	2	4	4	1	1	3	1	4	3	2	2	2	2	5	1	(
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	3	5	6	7	9	9	9	13	13	15	16	18	19	20